

高等職業訓練促進給付金（ 子が20歳未満）

所得制限有 全ての市町村

ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、看護師や介護福祉士等の資格を目指して養成機関で修業している期間に生活費を支給します。

対象者・要件

次のすべての要件を満たすひとり親家庭のお母さんやお父さん

1. 20歳未満のお子さんを養育していること
2. 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にあること
3. 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
4. 過去に当給付金を受給していないこと

事業内容

対象講座

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等

支給期間

修業する期間（上限4年）

支給額

月額100,000円（住民税課税世帯は月額70,500円） 最終年限の1年間は40,000円を加算

その他

当給付金の受給者は、入学準備金（500,000円以内）、就職準備金（200,000円以内）の貸付けを受けることができます。詳しくは、高等職業訓練促進資金貸付をご覧ください
<https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/233/>

申請先・問い合わせ先

舟橋村

中部厚生センター福祉課

上市町横法音寺40

連絡先：076-472-6671